

野外焼却はやめましょう

廃棄物の焼却は
法律で禁止されています

周囲の生活環境に配慮をしましょう

市には「近所の野外でものを燃やしていて、迷惑しているのですが」という相談・苦情が多く寄せられています。法律により、一部の例外を除き廃棄物を焼却(野焼き)することは禁止されています。

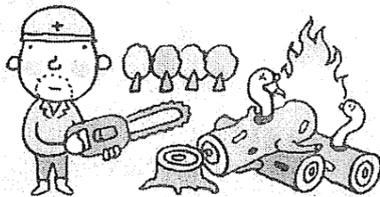
良好な生活環境を守るため、市民の皆様一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

知っていますか？

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部の例外を除き廃棄物を焼却することは禁止されています。違反すると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその併科に処せられます。

【例外的に焼却が認められているもの】

●法令に基づく焼却



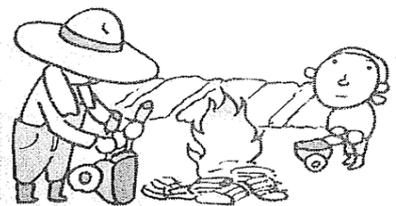
伝染病家畜、松くい虫被害伐採木等の焼却

●風俗習慣上の行事のための焼却



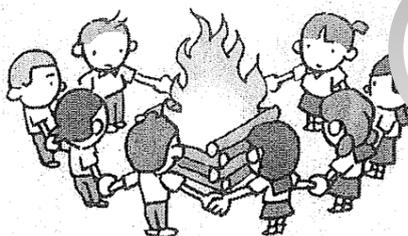
火祭り、どんど焼き等

●農林漁業のためのやむを得ない焼却



草、枝葉、もみがら、わら等の焼却

●学校教育等のための焼却



キャンプファイヤー等

●落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却



落ち葉、一時的に出される少量の剪定枝、空地の刈りとった草木の焼却

例外として
野外焼却が
認められるもの

※できるだけごみの収集日に出すようにお願いします。

上記のような例外的に認められている焼却であっても、野外焼却はあなたが思っている以上に、近隣の方々の生活に影響を及ぼします。

やむを得ず焼却するときは・・・天候や風向、時間帯などに気をつける。少量ずつ燃やすなど周辺地域の環境保全に十分な配慮をお願いします。

野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、改善命令や行政指導の対象となります。

伊那市役所市民生活部生活環境課
連絡先: 電話 78-4111 内線: 2213